

# — 市民の皆様からの御意見を募集します —

## 川崎市福祉のまちづくり条例及び 同条例施行規則の一部改正について

政令の一部改正に伴い、条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 意見募集期間

**令和6(2024)年11月26日(火)～12月25日(水)**

※郵送は当日消印有効。持参は令和6年12月25日(水)の17時15分まで

### 2 閲覧場所

- ・ 川崎市ホームページ ・ 各区役所市政資料コーナー
- ・ かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)
- ・ まちづくり局指導部建築管理課(川崎市役所本庁舎18階)

### 3 意見提出方法

① 郵送 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局指導部建築管理課

② 持参 まちづくり局指導部建築管理課(川崎市役所本庁舎18階)

③ FAX 044-200-3089(まちづくり局指導部建築管理課)

④ インターネット入力フォーム

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。



※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「**連絡先**(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※2 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

### 4 問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築管理課

電話：044-200-3018 FAX：044-200-3089

## 川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行 規則の一部改正についてご意見をお聞かせください。

意見募集期間

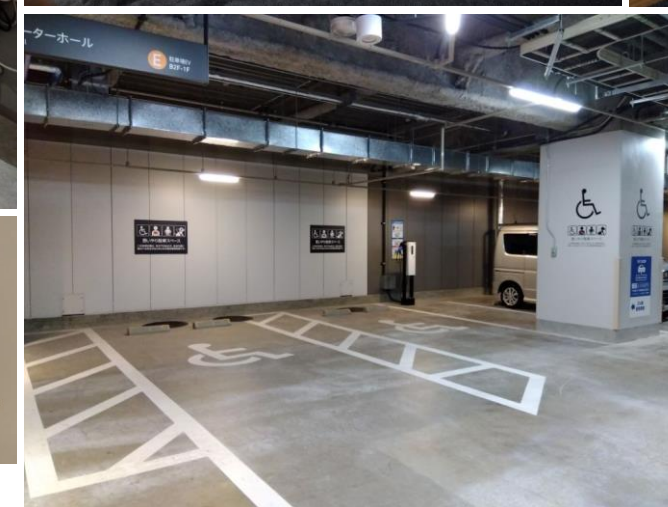
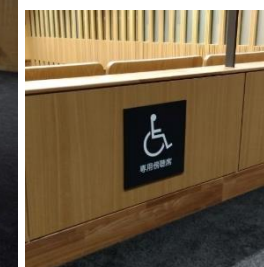
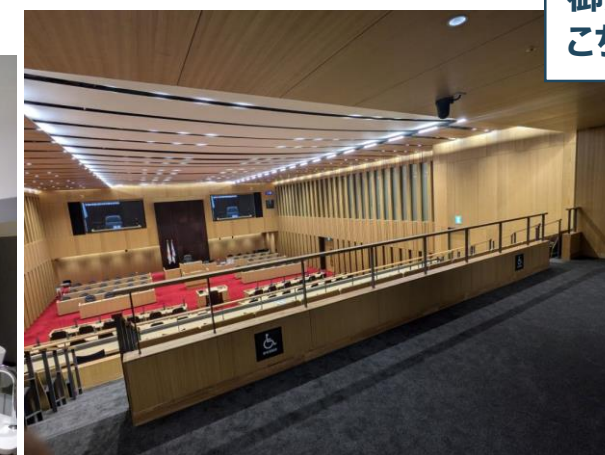
令和6(2024)年11月26日(火)～12月25日(水)

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、**川崎市福祉のまちづくり条例**を定めています。

また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、**川崎市福祉のまちづくり条例施行規則**を定めています。

この度、**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**(以下「**バリアフリー法**」という。)施行令の一部改正に伴い、**関係条例である川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正を行うこと**について、市民の皆様からの御意見を募集します。

御意見は  
こちらから



川崎市福祉のまちづくり条例  
普及啓発キャラクター  
「ふくまっち」

次について、御意見をお聞かせください。

川崎市では、川崎市福祉のまちづくり条例(以下「**条例**」という。)及び同条例施行規則(以下「**施行規則**」という。)において、**バリアフリー法施行令**(以下「**政令**」という。)に基づく**バリアフリー基準より高い水準の基準**を定めています。

この度、政令の一部改正により、車椅子使用者用便房の設置数等に関する基準が強化され、条例及び施行規則の基準を上回る箇所が生じました。政令の一部改正の施行のタイミングに合わせ、車椅子使用者用便房の設置数等に関する**条例及び施行規則の基準を、政令の基準に合わせるために強化する改正**を行います。

⇒ 中面に詳細を掲載しています。開いてご覧ください。

# 1 条例及び施行規則の概要について

- 条例では、公共性の高い建築物において最低限必要な整備基準等を、**建築確認申請での審査が必要となるバリアフリー法に基づく委任規定**として定め、**実効性を担保**しています。また、条例及び施行規則では、基準適合命令等の強制力はありませんが、**地方自治法に基づく自主規定**として、法のバリアフリー基準より高い水準を定め、事前協議により、**きめ細やかな指導**をするなど、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく制度を整えています。

# 2 バリアフリー法施行令の改正内容について（国の改正）

## (1) 背景

- 今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、見直し等が行われました。

## (2) 便所に係る基準の見直し

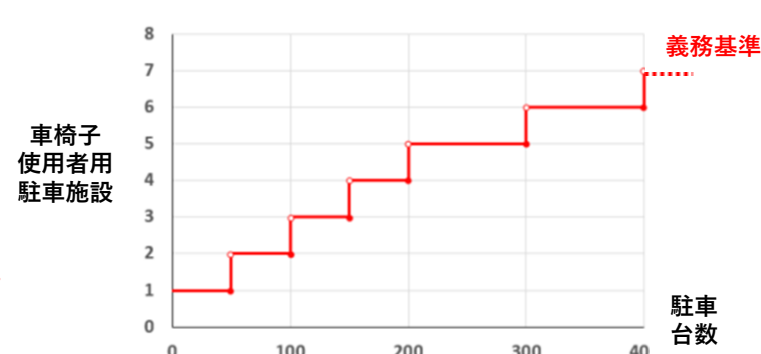
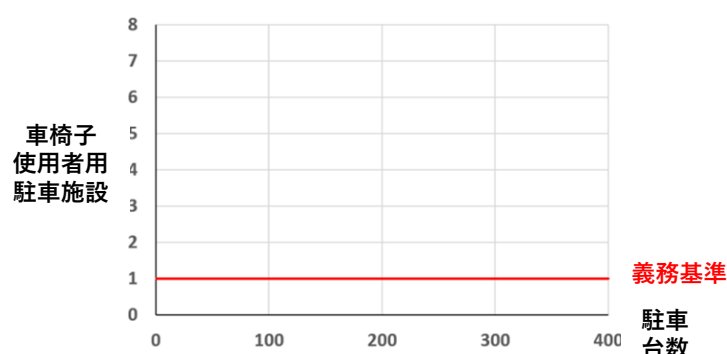
- 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合には、車椅子使用者用便所を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていましたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われました。

改正前	改正後
○車椅子使用者用便所を建築物に1箇所以上設ける。	○原則、不特定多数利用便所を各階に1箇所以上設ける。 ○原則、車椅子使用者用便所を各階に1箇所以上設ける。 ※小規模階（1,000㎡未満の階）における設置数の低減や大規模階（10,000㎡超えの階）における設置数の増加については告示で規定

## (3) 駐車場に係る基準の見直し

- 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1台以上設けなければならないとされていましたが、駐車場に設ける駐車台数の区分に応じて定められた数以上設けなければならないとする改正が行われました。

改正前	改正後
○1台以上設ける。	○200台以下の場合、2%以上設ける。 ○201台以上の場合、1% + 2台以上設ける。



## (3) 劇場等の客席に係る基準の創設

- 劇場等の客席には、客席数の区分に応じて定められた数以上の車椅子使用者用客席を設けなければならないとする基準等が創設されました。

改正前	改正後
○基準なし	○400席以下の場合、2席以上設ける。 ○401席以上の場合、0.5%以上設ける。

客席総数	車椅子使用者用客席数
0	2
400	3
600	4
700	4

# 3 条例の改正（案）の内容について

## (1) 便所に係る基準（委任規定）の見直し

- 政令の一部改正により車椅子使用者用便所等の設置基準が見直されたことから、その基準により設置される車椅子使用者用便所等についても、委任規定として本市が既に条例で定めている**出入口の幅等に関する条例の基準が適用されるよう改正**を行います。

# 4 施行規則の改正（案）の内容について

## (1) 便所に係る基準（自主規定）の見直し

- 政令と同様に、原則、**各階に1箇所以上車椅子使用者用便所を設ける**ことを求め、それらについても、**出入口の幅等に関する施行規則の基準が適用されるよう改正**を行います。

## (2) 駐車場に係る基準（自主規定）の見直し

- 特定の公共的施設に駐車場を設ける場合、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を設けることとする規定がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用駐車施設の設置基準が見直されたことから、**政令と同水準とするための改正**を行います。

## (3) 劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

- 特定の公共的施設に固定式の客席又は観覧席を設ける場合、客席等の数に応じて車椅子使用者用客席を設けることとする規定等がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用客席の設置基準が創設されたため、**政令と同水準とするための改正**を行います。

# 5 今後のスケジュール

- 令和6年11月26日～12月25日 意見募集
- 令和7年2月 市議会へ改正条例議案提出（予定）
- 3月 改正条例・施行規則公布（予定）
- 6月1日 改正条例・施行規則施行（予定）